

発議第3号

介護・障害福祉サービス等報酬の早急な引上げ等を求める意見書案

介護・障害福祉サービス等報酬の早急な引上げ等を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）、全世代型社会保障改革担当宛て提出するものとする。

令和7年9月26日提出

提出者 和歌山市議会議員

浜 田 真 輔

藪 浩 昭

川 端 康 史

吉 本 昌 純

森 下 佐知子

山 野 麻衣子

介護・障害福祉サービス等報酬の早急な引上げ等を求める意見書案

介護・障害福祉事業所は物価高や人件費の上昇などにより、従来以上に厳しい経営を余儀なくされている。特に訪問介護事業者については、２０２４年の基本報酬引下げ等によって経営が逼迫し、東京商工リサーチの調査によれば、２０２５年上半期（１－６月）の倒産が４５件と過去最多を更新している。

介護・障害福祉従事者の賃金（賞与込み、役職者を除く）は全産業平均と比べていまだに月額約８．３万円も低い状況にあり、人手不足を解消するため、全産業平均の水準に向けて着実に処遇改善を進めなければならない。政府は２０２４年度の介護報酬改定で２０２４年度に２．５％、２０２５年度に２．０％のベースアップにつながるよう加算率の引上げ等を行ったとしているが、他産業の賃上げ率を考えれば、政府の処遇改善策では全く不十分である。このままの処遇では、介護・障害福祉分野からのさらなる人材の流出は避けられないと推察される。

介護・障害福祉のサービス提供体制の崩壊を防ぎ、誰もが必要なときに必要なサービスを受けることができるよう、下記の事項を早急に実施するよう強く求めるものである。

記

- １ ２０２６年４月に介護報酬、障害福祉サービス等報酬の期中改定を行い、介護・障害福祉従事者の処遇改善、介護・障害福祉事業所の経営の安定のため、それぞれの報酬を引き上げること。
- ２ 物価高騰に加え、今年度の最低賃金額改定の目安が過去最高額となったことを踏まえ、介護・障害福祉事業所が最低賃金の引上げ等に対応できるよう支援すること。
- ３ 基本報酬が引き下げられ、深刻な影響が生じている訪問介護については、２０２６年４月の期中改定で基本報酬を引き上げること。

上記、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。